

青年部会委員会規定

(委員会の設置)

第1条 本部会は部会の運営及び事業推進を円滑に実施する為に次の委員会を置く。

- 1.総務広報委員会
- 2.経営委員会
- 3.地域委員会
- 4.会員委員会

(委員会の所定任務)

第2条 各委員会の所定任務は次の通りとする。

全委員会共通として、綱領・指針にのっとり活動をおこなうものとする。各委員会独自の内容として

1.総務広報委員会

- (1) 定時総会、臨時総会の設営と運営を行う
- (2) 事務局の管理、名刺や手帳の作成ほか総務全般を行う
- (3) 各委員会の事業内容を自単会、並びに他単会や他団体などに広くPRする為の広報活動を行う
- (4) WEBサイトを活用した広報及び情報の共有を行う

2.経営委員会

- (1) 経営問題等に関する情報の収集と研究に取り組む
- (2) 会員の知識及び技術の向上に寄与する為の研修を行い、交流の場を提供する

3.地域委員会

- (1) 地域社会の活性化を促進する事業に積極的に参加する
- (2) 青年部会以外の団体や筑後市民との交流の機会を設ける

4.会員委員会

- (1) 青年部会員同士の交流・親睦を図る
- (2) 会員と家族及び家族間の交流・親睦を図り、青年部

活動の理解を深める

(3) 会員拡大及び現会員の青年部活動へのフォローアップ

(4) 会員及び新規会員に向けての講習等操作法の周知を図る

(委員会の構成)

第3条 会員は全て何れかの委員会に所属するものとする。
但し、会長、副会長、専務理事、副専務理事は何れの委員会にも属しないものとする。

(委員会の運営)

第4条 委員長は委員会を代表し、その活動を統括する。
副委員長は、委員長を補佐し委員会活動を円滑ならしめる。

(委員会の開催)

第5条 各委員会は、毎月1回以上委員会を開催する。
又、委員会開催後、出席者並びに報告事項を文書(議事録)にて、速やかに提出しなければならない。

附則

(改定)

1.令和2年4月25日、規定を一部改正する。